

平成27年3月25日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 堤 松男

湊 泰孝

藤本 弘

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会
会議規則第14条の規定により提出します。

議第 1 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(旧教育長に関する経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 2 6 年法律第 7 6 号)附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長が同項の規定により在職する場合においては、この条例による改正後の亀岡市議会委員会条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。